

# 大さん橋岸壁の行為(行事)許可申請にかかるガイドライン

## 1. 基本原則 (催事に係る岸壁の行為(行事)許可)

- ・大さん橋の岸壁(以下、当岸壁)は、国有港湾施設であることから、港湾法に基づき国(関東地方整備局)から港湾管理者である横浜市(港湾局)が管理委託を受けている。
- ・また、大さん橋国際客船ターミナル(以下、当ターミナル)には指定管理者制度が適用されており、現在、「横浜港振興協会・神奈川新聞社・ハリマビシステム共同事業体」(以下、JV)が指定管理者となっている。
- ・催事で当岸壁を使用することは、大さん橋及びインナーハーバーの活性化に寄与すると考えられるため、本来利用を阻害する事がないように、使用する場所の規模や催事内容などに十分留意しつつ、積極的な活用ができるように取り扱う。
- ・なお、行為(行事)許可にあたっては、地元及び地域振興に貢献するものを優先する。

## 2. 使用可能日

- ・「客船入港時(寄港の前後1日を含む)」及び「保守・点検」を除く時期(年中)。  
※ただし、急な寄港をはじめ、緊急時の際は、事前の予告なく使用できない場合あり。

## 3. 使用可能時間

- ・午前9時から午後10時まで。  
※上記時間帯以外での使用を希望する場合は、別途、JVと要協議。

## 4. 使用可能場所

- ・岸壁(エプロン)

## 5. 受付手続き

### ①受付期間

- ・使用希望日の6ヶ月前から2ヶ月前の間。なお、JVが特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### ②受付時間

- ・午前9時30分から午後5時まで。

### ③受付方法

- ・事前に予約の上、直接、JVの事務所に来訪し、受付手続きを行う。  
※JV事務所の所在地は「14. 連絡・問い合わせ先」を参照。

## 6. 使用手続きと承認

- ・横浜市港湾施設使用条例第3条の2(2)に基づく行為(行事)許可にあたっての手続きは、下記の通り。

手順	内容	標準処理日数等
①事前申請	イベント等主催者が、JVに企画案を提出。	開催2~6か月前に申請
②事前準備	JVが、岸壁利用基準、客船入港日程、ターミナル催事等を勘案し、企画案を調整。	15~30日で処理
③本申請	調整済みの企画案を、JVを通じて、横浜市港湾局に申請。	2日で処理
④使用許可	横浜市港湾局が審査の上、国の承認を得て許可。	15~30日で処理

## 7. 不許可基準

- ・以下の使用方法・内容のものは不許可とする。
  - ①催事の開催により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じると認めるとき。
  - ②公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき。
  - ③特定の宗教の布教目的であると認めるとき。

- ④ 特定の商品やサービスの営利販売のみを目的としたもの。
  - ⑤ 長期にわたる使用(概ね連続7日以内) ※7日を超えた使用を希望する場合、JVと要協議。
  - ⑥ 大さん橋の管理上支障があると認めるとき。
  - ⑦ 岸壁での火気の使用。
  - ⑧ 岸壁での広告宣伝行為。
  - ⑨ その他使用により、公共性・公益性を損なう恐れがあるもの。
  - ⑩ 上記のほか、使用により岸壁の用途又は目的を妨げる恐れがあるもの。
- ※⑦については、安全性が十分確保され、催事参加者の利便性が高まると判断できる場合のみ、必要最小限の範囲において許可が下りる場合あり。

## 8. 個別の催事ごとの催事主催者の遵守事項

・ 個別の催事ごとの催事主催者の遵守事項は、下記の通り。

催事の種類	催事主催者の遵守事項	備考
催事全般 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来場者への周知を含め、下記の遵守を徹底。</li> <li><b>① 迷惑行為の禁止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光量、粉塵、臭気、音量、振動、火災などへの十分な安全対策を実施すること。</li> </ul> </li> <li><b>② 喫煙</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、禁煙。</li> </ul> </li> <li><b>③ 宣伝行為</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 垂れ幕、のぼり、はっぴ、はちまき等、派手な宣伝行為をしないこと。</li> </ul> </li> <li><b>④ 知的財産権侵害の禁止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造作物等による「第三者の著作権」を侵害しないこと。</li> </ul> </li> <li><b>⑤ 音量制限</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BGM、デモンストレーション等を行う場合、音量を抑制すること(例:70db 以上は不可)。</li> <li>※コンサート等音楽系催事の音量は、JV と要協議。</li> </ul> </li> <li><b>⑥ 来場者への各種安全対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備員、柵等、催事内容や来場者数等に応じた対策(特に水域への転落防止)を措置すること。</li> <li>・ また、各種催事の内容によっては、水域への転落防止措置だけでなく、JV が必要と認めた場合は、救命浮環(ロープ付き)、救助用舟艇などの救命関連対策を実施すること。</li> </ul> </li> <li><b>⑦ 搬出入等の車両通行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定の重量制限を超えた車両の乗り入れをしないこと。</li> <li>・ 開催時間中は会場内の車両通行をしないこと。</li> <li>・ 救命浮環(ロープ付き)、救助用舟艇などの救命関連対策を講じること。</li> </ul> </li> <li><b>&lt;その他&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「JVの免責事項を承諾する誓約書」を提出すること。</li> <li>・ 「暴力団による不当行為防止」に関する書類を提出すること。</li> <li>・ 飲食物を提供する場合、「保健所」へ事前に申請すること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>&lt;催事中止の要件&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨、高波、強風、地震・津波等、危険発生の恐れがあり、岸壁が使用できない(と予測できる)場合</li> <li>・ 市港湾局から使用中止の指示があった場合</li> <li>・ その他、船舶の急な寄港等、緊急事態が発生した場合</li> </ul> </li> <li><b>&lt;主催者による保険の加入&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 万一の場合に備えて、来場者等への補償(死亡・後遺症傷害、入院・通院等)のための保険加入を求める場合あり。</li> </ul> </li> </ul>

<b>花火観覧</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な安全対策(警備員配置等)に加えて、導線上の対策(特に来場者の入退場時)を徹底すること。</li> <li>仮設トイレ(※見込来場者数に応じた個数)を設置すること。</li> <li>その他、『<b>来場者への注意事項</b>』(右記参照)について、その周知と、それらを遵守させる措置を講じること。</li> </ul> <p>※状況に応じて、交通規制に伴う「警備員の配置」及び「警備費用の分担」を要請する場合あり。</p>	<b>&lt;来場者への注意事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>係員・警備員の指示・誘導に従う。</li> <li>立入禁止区域内への立入禁止。</li> <li>火気使用厳禁(ハーベキュー含む)。</li> <li>子供への付き添い・注意。</li> <li>通行妨げ(車・バイク・自転車等の違法停車等)の禁止。</li> <li>周辺住民への迷惑行為の禁止。</li> <li>海上からの観覧の禁止。</li> </ul>
<b>マラソン等の大会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会参加者への安全対策を徹底すること。</li> </ul>	
<b>イベントの一环として出店する物販等ブース(全般)</b> ※飲食無し、火気無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>「出店申込書」を提出すること。(出店者、当日の出店内容等の基本情報を記載)</li> <li>その他、『<b>出店運用ルール</b>』(右記参照)について、関係者へ周知や、それらを遵守させる措置を講じる。</li> </ul>	<b>&lt;出店運用ルール&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>物販、飲食等の出店のみを内容とした行為(行事)許可申請は認めない。</li> <li>商品等は各自が責任を持って管理。出店者自身で保険に加入。</li> <li>強風に備えた対策(商品等が飛翔防止)を実施。</li> <li>出店者のゴミは各自で管理・回収。</li> <li>チラシ配布や勧誘等の宣伝活動は自ブース内に限定。また、看板・旗等の自ブースからはみ出しは不可。</li> </ul>
<b>イベントの一环として出店する飲食ブース</b> ※火気なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>「飲食提供に係る許可証」(飲食店営業許可証等)を提出すること。</li> <li>※許可証に記載された「営業許可区域」を遵守すること。</li> </ul>	
<b>イベントの一环として出店する飲食ブース</b> ※火気あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消防署」への届出をおこなうこと。(消防署の指示・指導等の遵守)</li> <li>「消火器」を準備すること。</li> </ul> <b>&lt;火気取扱いの注意事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火気使用器具」(コンロ等)及び「プロパンガス」に関する安全対策を講じること。(転倒防止、引火防止等)</li> <li>「発電機」(ガソリン等燃料の取扱いを含む)に関する安全対策を講じること。(引火防止等)</li> <li>「消火器」の用意、及び、すぐ使える場所に配置すること。</li> <li>決められた時間での「安全点検」を実施すること。</li> </ul>	
<b>釣り大会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命浮環(ロープ付き)、救助用舟艇などの救命関連対策を講じること。</li> <li>進入禁止用の柵又はロープ等を設置すること。(適宜)</li> <li>大会参加者への救命胴衣の着用を義務付けること。</li> <li>救助マニュアルの作成及びスタッフへの教育・訓練を実施すること。</li> <li>その他、『<b>大会参加者の禁止事項</b>』(右記参照)について、周知、及び必要な指導等を実施すること。</li> </ul>	<b>&lt;大会参加者の禁止事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>所定の場所以外での釣り</li> <li>必要以上に場所の占有</li> <li>ゴミの放置</li> <li>飲酒</li> <li>喫煙場所以外での喫煙</li> <li>許可の無い物品の販売、募金その他これに準じる行為</li> <li>周囲に危険や迷惑となる釣り法</li> </ul>
<b>自動車等の走行・展示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速度制限(時速 20 km)を遵守すること。</li> <li>当岸壁で規定する「重量制限」を遵守すること。</li> </ul>	

コンサート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的としないこと。</li> <li>・音量や音質について、周辺住民等に迷惑とならないように十分に配慮すること。(夜 8 時まで)</li> <li>・撤収を含めて夜 10 時までには終了すること。</li> <li>・原状回復計画書を提出すること。</li> </ul>	
展示会・展覧会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売行為を主たる目的としないこと。</li> </ul>	

## 9. 使用料

- ・港湾施設使用条例第 12 条の 2 に基づき、次のとおりとする。
  - ①入場料無料の場合：10円/㎡・日(税込)
  - ②入場料徴収の場合：20円/㎡・日(税込)
- ・使用料は前納とする。
- ・既納の使用料は、還付しない。但し、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。
  - ①不可抗力による使用不能のとき。
    - ・客船が急遽入港することとなった場合
    - ・公益上岸壁の使用が必要となった場合
  - ②その他市長において相当な事由ありと認められたとき。

※不可抗力により使用が不能となった場合の損害について、横浜市港湾局、JV ともに一切の責任を負わない。

## 10. 使用前の打合せ

- ・以下の段取りにて実施。
  - ①主催者側から使用責任者を 1 名選出し、名前、電話番号を JV へ報告。
  - ②使用責任者は、催事を円滑に進行させるため、使用日 2ヶ月前までにスケジュール・会場設営等について JV で詳細打合せを実施。
  - ③コンサートなどの開催により、大さん橋及び近隣施設に影響が出ると判断される場合は、事前に各施設管理者との調整が必要。
  - ④使用責任者は、運営マニュアルを以下の通りに作成し、提出。
    - \* 実施概要：催事実施に伴う名称・日時・場所などの基本情報
    - \* 会場レイアウト図：平面図(寸法、動線、電気の配線、及び養生方法なども記入)
    - \* 全体スケジュール：設営～本番～撤去まで。
    - \* 実施内容：各イベントの詳細を記入。
    - \* 運営組織図：通常時、および緊急事態発生時の 2 種(責任者を明記すること)
    - \* 搬出入車輛一覧：関係車輛、出店者車輛、設営・撤去車輛
    - \* 安全対策計画(警備配置図を含む)
    - \* 導線計画(人及び車両)
      - ※施設管理・運営上の理由により計画を変更していただく場合あり。
      - ※設置物等のデザインに関しては、JV 及び市港湾局の判断で調整していただく場合あり。

## 11. 関係機関への届出

- ・JV との事前の打合わせとあわせ、使用責任者は期日までに関係諸官庁へ必要な届出を行う。
  - ※上記届け出書類は、予め JV が確認するため、JV へ各 1 部提出すること。
- ・許可取得後、その許可された諸届出のコピーを JV へ一部提出すること。
  - ※万一届出不備のため開催不能となった場合、JV はその責任を負わない。
  - ※支払い済みの料金等も返還しない。
  - ※届出書及び許可書の写しを JV へ提出すること。
- \* 催事開催届・禁止行為解除申請書等
  - 横浜市 中消防署 045-251-0119
- \* 音楽著作権使用許可書
  - 日本音楽著作権協会 横浜支部 045-662-6551

### \* 仮設建築物確認

横浜市建築局建築指導部建築安全課 045-671-4539

### \* 火気使用等

横浜市消防局 045-334-6789

### \* その他の許可申請等 ※必要に応じて

横浜海上保安部 045-671-0118

神奈川県警横浜水上警察署 045-212-0110

横浜市中区福祉保険センター 045-224-8337

横浜中税務署 045-651-1321

## 12. 使用上の注意事項（共通事項）

---

- ・ 来場者等の安全・快適且つ自由な通行を阻害しないように留意すること。
- ・ 施設の使用中(搬出入時含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、全て主催者の負担とする。
- ・ 施設、設備等には養生を行い、毀損・破損が無いように努めること。
- ・ 万一、毀損・破損が発見された場合は、原状復帰を実施すること。
- ・ 催事の開催中、また設営・撤去時に出たゴミ等は主催者が責任を持って処分すること。
- ・ 搬入時間及び搬入経路は制限があることに留意すること。
- ・ 設営完了時点で、必ず当JV担当者のチェックを受け、不備があった場合はその場で再度調整すること。
- ・ 使用期間中、使用責任者は必ず会場内に常駐し、JVと相互連絡を取れる状態を保つこと。
- ・ 行為(行事)許可決定後は、JVと協議の上、大さん橋イベントとして公表する場合があること。
- ・ その他、岸壁の使用については横浜市港湾局及びJVの指示に従うこと。
- ・ 音・光(照明等)など、近隣に影響が出るとJVが判断した場合、主催者は近隣へ催事開催を告知すること。
- ・ 関係機関への許可手続き等は全て、主催者側で実施(市港湾局及びJVは関与しない)。
- ・ 当該岸壁は「国際港海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく重要国際埠頭施設であり、同法に基づく保安措置を講じる必要があることから、埠頭保安管理者である市港湾局の指示に従うこと。

## 13. 原状回復について

---

- ・ 岸壁、その他の施設・設備等の毀損、汚損を未然に防止する為に、養生やゴミ箱の設置などを実施。
- ・ 催事等の開催に伴い、当該岸壁に毀損、汚損が発生した場合は、以下の原状回復を実施すること。
  - ①床面を汚損した場合、申請者において特別清掃を行い、原状回復する。
  - ②建物・設備・備品・器具等を破損、毀損又は紛失した場合、JVは、申請者及び当該毀損原因者とともに現場立ち会いを行い、毀損等の状況を確認した上で、横浜市港湾局に当該状況について速やかに一報を報告する。JVは、申請者に対して原状回復及び実費を負担について伝えるとともに、横浜市港湾局に連絡するよう指示する。

## 14. 連絡・問合せ先

---

- ・ 大さん橋指定管理者(横浜港振興協会・神奈川新聞社・ハリマビシステム共同事業体)

担当 齋藤

所在地: 〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1-4

電話番号: 045-211-2308 (平日 9:30~17:00)

FAX: 045-212-3872

※このガイドラインは、随時修正を行い、適正かつわかりやすく更新を行うものとする。